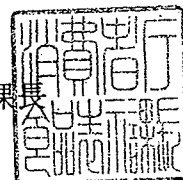




消食表第59号
平成24年2月24日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長



「製造所固有記号に関する手引き（Q&A）」の一部改正について

「製造所固有記号に関する手引き（Q&A）」については、「「製造所固有記号に関する手引き（Q&A）」について」（平成21年9月17日付け消食表第9号消費者庁食品表示課長通知）において、周知をお願いしたところですが、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）及び食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号）制定等に伴い、別紙のとおり改正することとしました。

つきましては、制度の円滑な運営に資するため、貴管内の製造者等に対する周知について、ご協力の程よろしく申し上げます。

なお、本手引きについては、消費者庁のホームページに掲載しておりますので、併せて周知方よろしく申し上げます。

（掲載アドレス）

<http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

【担当者】

消費者庁食品表示課 中田

TEL：03-3507-8800（内2323）

FAX：03-3507-9292

(別紙)

製造所固有記号に関する手引き (Q & A)

消費者庁食品表示課

(平成21年9月)

(平成24年2月一部改正)

製造所固有記号に関する手引き（Q & A）

目次

- 一 製造所固有記号の制度、具体的な表示方法等について（問 1 ～ 問 2）
- 二 届出書の記入方法等について（問 3 ～ 問15）
- 三 届出書記載事項の変更、製造所固有記号の廃止等について（問16～問18）
- 四 届出書の入手方法、届出方法等について（問19～問26）

- 本手引き（Q & A）中にある「様式第 1 号」、「様式第 2 号」及び「様式第 3 号」については、平成24年 2 月24日付け消食表第46号「食品衛生法に基づく表示について」に規定しているものです。各様式の入手方法は、本手引き（Q & A）の間19を御参照ください。
- 「様式第 1 号」及び「様式第 2 号」は、食品衛生法第19条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「表示基準府令」という。）第10条の規定に基づく届出をする場合に使用し、「様式第 3 号」は、食品衛生法第19条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下「乳等表示基準府令」という。）第 3 条第 8 項の規定に基づく届出をする場合に使用するものです。
- なお、「様式第 3 号」による届出方法等については、「様式第 1 号」に関する記述を当てはめて御参照ください。

一 製造所固有記号の制度、具体的な表示方法等について（問１～問２）

問１ 製造所固有記号制度とは何ですか？

（答）

- １ 食品衛生法に基づく表示基準は、原則として「製造所の所在地」及び「製造者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）」の表示*を義務付けています。

※ 食品の処理工程が製造よりむしろ簡易な加工と解される場合（細切、乾燥等。例：スライスしパックに詰められたのみの食肉、カット野菜、干ししいたけ等。）は、「製造所の所在地」及び「製造者の氏名」に代えて、「加工所の所在地」及び「加工者の氏名」を表示することとなります（この場合、製造所固有記号をもって表示することはできません）。

- ２ しかし、表示面積が小さいため、製造者と販売者を併記できない等の理由により、次の①、②が認められています。このように、例外的に、あらかじめ消費者庁長官に届け出た製造所固有記号をもって表示できるようにした制度が、製造所固有記号制度（表示基準府令第10条及び乳等表示基準府令第3条第8項の規定に基づく制度）です。

- ① 本社とは異なる所在地の自社工場で製造した食品に、本社の名称、所在地を表示したい場合

→ 製造所固有記号の表示により、自社工場の所在地に代えて、本社の所在地を表示できます。

- ② 製造を他社工場（製造所）に委託している販売者が、自社の名称、所在地を表示したい場合

→ 製造所固有記号の表示により、委託先他社工場の名称、所在地に代えて、販売者の名称、所在地を表示できます。ただし、その際に表示する販売者の名称、所在地は、法人であれば、登記されている本社とします。

- ３ ただし、乳・乳製品等については、②（他社工場の名称、所在地に代えて、販売者の名称、所在地を表示する場合）の製造所固有記号の表示は、認められていませんので、本制度を利用する際には、必ず製造者を記載した後に、自社工場を表す製造所固有記号を付けることとなります。

問 2 - 1 製造所固有記号は、どこにどのように表示すればよいのですか？

(答)

- 1 あらかじめ消費者庁に届け出た製造所固有記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるもの。）を、製造者又は販売者の名称の次に表示します。具体的な表示例は次のとおりです。

【① 自社工場の所在地に代えて、本社の所在地を表示する場合】

製造者	〇〇食品株式会社 AB 1
	△△県××市□□1-1-1

【② 委託先他社工場の名称、所在地に代えて、販売者の名称、所在地を表示する場合】

販売者	●●製菓株式会社 あイU
	▲▲県◇◇町2-2

- 2 なお、容器包装の形態から判断して、やむを得ず、販売者名等の次に表示することができず、製造所固有記号であることが明らかに分かる場合にあっては、次の例に示すように表示しても差し支えありません。ただし、この場合にあっても、製造所固有記号の記載場所を示す表示は製造者又は販売者の名称の次に表示することになります。

【表示部分】

「製造所固有記号 缶底左側に記載」

「製造所固有の記号 缶底に記載」

【記載部分】

「ABC/Lot. 1」

「ABC」

問 2－2 製造所固有記号を利用することにより、製造所が消費者には分かりませんが、どのようにすればよいでしょうか？

(答)

製造者及び製造所所在地の表示については、表示面積が小さいことにより全てを表示できないこと等を勘案して、例外的に製造所固有記号の表示に代えることができるとされています。そのため、各事業者は、消費者等から製造者及び製造所所在地についての問い合わせがあった場合には、すぐに回答できるよう、既に届け出ている製造所固有記号を一覧にまとめ、問い合わせ窓口に備えておくなどの対応が必要です。また、問い合わせが多い場合には、あらかじめ、インターネットなどの媒体を通じて、製造者及び製造所所在地を情報提供することも有効であると考えられます。

二 届出書の記入方法等について（問3～問15）

問3 様式第1号と様式第2号の違いを教えてください。

（答）

- 1 様式第1号は、製造者のみが存在する場合に使用します。自社工場の所在地に代えて、本社の所在地を表示する場合に用いられます。
- 2 また、様式第2号は、製造者と販売者の2者が存在する場合に使用します。委託先他社工場の名称、所在地に代えて、販売者の名称、所在地を表示する場合に用いられます。（問1参照）

問4 法人の場合、申請者の欄には誰の名前を記入すればよいでしょうか？
例えば、支店（営業所、部署等）を申請者としてもよいですか？

（答）

- 1 申請者の欄（様式第1号においては製造者、様式第2号においては製造者と販売者）の「氏名又は名称」には、法人の名称（法人登記されている場合に限る。）が記載されていなければなりません。会社の代表権のない支店、営業所、工場又は担当部署を申請者とする届出は認められません。
- 2 また、申請者の欄の「住所又は所在地」については、原則として本社所在地が記載されていなければなりません。

問5 製造所固有記号は販売者から届け出てもよいですか？

（答）

原則、製造者から届け出ることとしておりますが、両者の合意の下で販売者から届け出ることとは問題ありません。

問 6 屋号のみで届出できますか？

(答)

- 1 屋号や商号の記載をもってなされた届出は認められませんので、法人登記をしている場合は法人名で、法人登記をしていない場合は個人名で届け出てください。また、個人名での届出の場合、住所又は所在地欄には、その個人の生活の本拠を記載してください。
- 2 法人名や個人名を表示した上で、付加的に屋号や商号を届出書に記載することは問題ありません。
- 3 なお、実際に食品に表示をする際には、法定表示事項である法人名や個人名が見えづらくなならないよう、法人名や個人名を先に記載する、屋号や商号をカッコ書きする等の工夫を行ってください。

問 7 製造所が本社とは別にある場合、届出書にはどのように記入すればよいですか？

(答)

- 1 申請者の欄にある「製造者」には、本社の「住所又は所在地」、「氏名又は名称」を記載します。
- 2 そして、届け出る製造所固有記号を記載する表枠内にある「製造所」には、自社工場の「所在地」、「名称（会社名及び工場名）」を記載します。

問 8 当社 Z は販売者 Y から食品の製造を委託されましたが、これをさらに当社の子会社 X に製造を再委託しました。この場合、製造所固有記号の届出に当たり、申請者となるべき製造者は誰のことを指しますか？

(答)

- 1 製造所固有記号の届出に当たり、申請者となるべき製造者は、実際に当該

食品の製造を行う者が該当します。この事例ではXとなります。

- 2 したがって、様式第2号の届出を行う場合の申請者は製造者Xと販売者Yの連名となります。

問9 実際に食品を製造している工場と小分け包装を行う工場が異なる場合、小分け包装後の食品に係る製造所固有記号の届出に当たり、申請者となるべき製造者はどちらになりますか？

(答)

小分け包装を行う工場が、製造所固有記号の届出に当たり、申請者（製造者）となります。食品の小分け包装を行った者が、公衆衛生の見地から、必要となる表示義務を負うこととなるためです。

問10 製造所固有記号は誰が決めるのですか。

(答)

製造所固有記号は、申請者側で決めることになっていますので、製造者と販売者とで協議の上で決めてください。仮にこれが他社と同じ記号であっても、問題ありません。ただし、一つの販売者と複数の製造所の間で、同一の記号を申請することは（一方の製造所が製造を中止する場合であっても）認められません。

問11 製造所固有記号には使えない文字や文字数制限がありますか？

(答)

製造所固有記号は、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せであれば、文字数の制限はなく、表示することができます。（「ー」、「・」、「.」、「_」、スペースなどの記号等は使用できません。）

問12-1 1社の販売者から依頼を受けて1つの工場（製造者）が複数の食品を受託製造している場合、ひとつひとつの食品ごとに製造所固有記号を変えることはできますか？

（答）

- 1 製造所固有記号は、1工場（製造所）に1記号を原則としています。したがって、食品ごとに製造所固有記号を変えることは認められません。
- 2 ただし、当該工場（製造所）が複数の販売者から製造を委託されている場合には、当該工場（製造所）と複数ある販売者の組合せごとに、製造所固有記号の取得が必要となるため、1工場（製造所）に複数の記号が認められる場合があります。
- 3 なお、上記2の場合、それぞれの販売者が異なるため、それらの記号が同一であることは問題ありません。

問12-2 1社の販売者から複数の工場（製造所）に製造を委託する場合、それぞれの工場（製造所）に対し、同一の製造所固有記号を使用することは認められますか？

（答）

1社の販売者が複数の工場（製造所）に製造を委託する場合には、原則どおり1工場（製造所）ごとに、それぞれ異なる製造所固有記号の取得が必要となり、他の工場（製造所）と同一の記号を取得することは認められません。これは、異なる工場（製造所）で同じ記号の使用を認めると、販売者と記号の組合せから工場（製造所）を特定することが困難になるためです。

問13 製造所固有記号の記載事項である「食品の分類名」について、教えてください。

(答)

製造所固有記号の対象となる食品又は添加物については、以下のとおりに分類されていますので、届出書の「食品の分類名」欄の記載にあたってのご参考としてください。また、複数の食品を扱う場合には、主なものを記載してください。

なお、乳等表示基準府令による届出（様式第3号による届出）については、食品分類名の記入欄はありません。

【対象となる食品又は添加物の分類】

- 一 マーガリン
- 二 酒精飲料（酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料（溶解して酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。）
- 三 清涼飲料水
- 四 食肉製品
- 五 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類
- 六 シアン化合物を含有する豆類
- 七 冷凍食品（製造し、又は加工した食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ及びゆでがにを除く。）を凍結させたものであって、容器包装に入れられたものに限る。）
- 八 放射線照射食品
- 九 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- 十 鶏の卵（加工したものに限る。）
- 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
 - イ 生めん類（ゆでめん類を含む。）、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉ねり製品、生菓子類及びゆでがに
 - ロ 加工食品であって、イに掲げるもの以外のもの
- 十二 大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤを原料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む）
- 十三 保健機能食品
- 十四 添加物

（※鮮魚介類、生鮮野菜などは、製造所固有記号を利用することはできません。）

問14 電話で受付状況の問い合わせができますか？

(答)

1日に数百件の届出がありますので、問合せ等に対応した場合、通常の受付業務が遅れるおそれがありますので、電話での受付状況の問合せにはお答えできません。遅くとも2週間程度で受付印を押したものをお返しいたしますので、それまでお待ちください。(返信用の切手と封筒が同封されていない場合には、お返しできませんので、ご注意ください。)

問15 手数料はかかりますか？

(答)

手数料はかかりません。

三 届出書記載事項の変更、製造所固有記号の廃止等について

(問16～問18)

問16 製造所固有記号の変更や廃止のための届出制度はありますか？

(答)

届出済みの製造所固有記号について、変更届や廃止届といった手続きは設けられておりません。したがって、製造所固有記号番号の変更や廃止を希望する場合は、次のとおりとなります。

変更を希望する場合 : 新規の届出

廃止を希望する場合 : 手続は不要

問17 代表者名、法人名、所在地等が変更になった場合、再申請した方がよいですか？

(答)

- 1 届出の内容が変更になった場合（「2」の場合は除く）は、新規の届出をしてください。
- 2 なお、法人の代表者のみを変更する場合は、新規の届出をする必要はありません。（代表者の記載は必要ありません。）

問18 以前申請した届出書記載事項に変更が生じたので再申請をするのですが、以前と同じ記号を使用できますか？

(答)

販売者の氏名又は名称（様式第2号の場合。なお、様式第1号や様式第3号の場合は製造者の氏名又は名称。）が変わる場合や、製造者、販売者の本社住所又は所在地が変わる場合であれば、以前と同じ記号が使用できます。

しかし、固有の記号が付されている製造所の所在地が変わる場合や、製造者の氏名又は名称が変わる場合（様式第2号の場合）には、以前と同じ

記号を使用することはできませんので、新たな記号で届出を行ってください。これは、販売者（製造者）と記号の組合せから工場（製造所）を特定することが困難になるためです。

（参考）届出事項の変更内容と同一の記号の使用の可否について

様式	製造者		製造所		販売者	
	氏名又は名称	(本社) 住所又は所在地	名称（工場名）	所在地	氏名又は名称	(本社) 住所又は所在地
第1号・第3号	○	○	○	×	—	—
第2号	×	○	○	×	○	○

四 届出書の入手方法、届出方法等について（問19～問26）

問19 届出用紙はどこで入手することができますか？

（答）

- 1 消費者庁HPに、様式第1号、様式第2号及び様式第3号による届出用紙（PDF、一太郎、WORD形式）を掲載しています。具体的なURLは、次のとおりです。

<http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

- 2 インターネットを利用することができない方については、消費者庁（TEL：03-3507-8800）又は最寄りの保健所に御相談ください。

問20 製造所固有記号の届出は、どのように行うのですか？

（答）

①自社工場の所在地に代えて、本社の所在地を表示する場合（様式第1号及び様式第3号）と、②委託先他社工場の名称、所在地に代えて、販売者の名称、所在地を表示する場合（様式第2号）で、届出様式及び提出部数が異なりますので、御留意ください。

表示方法	届出様式	提出部数
①の場合	様式第1号 様式第3号	2部
②の場合	様式第2号	3部

あて先：〒100-6178

千代田区永田町2丁目11番1号

消費者庁食品表示課

【注意事項】

- ・ あて名の次に朱字にて「固有記号届出書在中」と明記してください。
- ・ 製造者の所在地及び名称が記載され、かつ、返信用切手が貼付された返信

用封筒を必ず同封してください。

- ・ 内容について、消費者庁から問い合わせる場合がありますので、お送りいただく封筒等に連絡のつく電話番号及び担当者名を記載しておいてください。

問21 日数はどのくらいかかりますか？

(答)

混雑状況にもよりますが、遅くとも、届出を投函してから受付した届出書の控えがお手元に届くまで、2週間程度です。

問22 複数届け出るときに1通の封筒にまとめて入れてもよいですか？

(答)

- 1 1通の封筒で複数の届出をすることは問題ありません。
- 2 ただし、届出の枚数によりますが、返信用の封筒に貼る切手の料金不足の場合、返信が遅れることもありますので、切手の貼付については、御確認の上返信用封筒に貼付してください。

問23 返信用の封筒は何通必要ですか？

(答)

- 1 1通の封筒で問題ありません。
- 2 また、届出の控えは、様式第1号の届出の場合は1部、様式第2号の届出の場合は2部返信されます。
- 3 さらに、数件同時に届出された場合でも、返信用封筒は、1通でも問題ありませんが、届出の控えが無理なく入る大きさでお願いします。

問24 返信用の封筒の宛名は代表者名ではなく、担当者あてでもよいですか？

(答)

特に問題ありません。返信を受けたい方を宛先として記載しておいてください。

問25 ファックス又は直接持参による届出は可能ですか？

(答)

ファックス又は直接持参することによる届出は、事務の混乱を招くため受け付けていません。

問26 以前、郵送で届け出た際にもらった控えを紛失したのですが、再発行はしてもらえますか？

(答)

- 1 再発行はできませんので、届出の控えが必要であれば、再度、同じ内容で新たに届出を行ってください。
- 2 その際は、以前届け出た製造所固有記号と同じ記号でも差し支えありません。